

## 2. 法務局における自筆証書 遺言の保管制度の創設 (遺言書保管法：2020.7.10施行)

## 2. 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言書保管法：2020.7.10施行）

自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができます。

遺言者の死亡後に、相続人や受遺者らは、遺言書を保管している法務局で、遺言書が保管してあるかどうか調べること（遺言書保管事実証明書」の交付請求）、遺言書の写しを請求すること（「遺言書情報証明書」の交付請求）ができ、また、法務局において遺言書を閲覧することもできます。

\* 遺言書保管制度に保管されている遺言書については、**家庭裁判所の検認が不要**となります。

\* 遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付がされると、遺言書保管官は、他の相続人に対し、遺言書を保管している旨を通知します。